

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、会員の希望する事業メニューの拡充等を行うこととしているので、単独で福利厚生の充実に取り組むことが困難な中小規模の事業者等に対して、福利厚生の充実が図れるよう、各都道府県におかれては、社会福祉施設等への各種説明会の場等を通じて、関係者に対する福利厚生センター事業の周知について一層のご協力をお願いしたい。

なお、地域における会員交流事業等の事業の一部は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施しているため、管内の社会福祉法人に対する周知方をお願いしたい。

(業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は「参考資料4、5、6」)

(参考) 法人加入状況

加入率の高い都道府県

1	徳島県	62.8%
2	三重県	57.0%
3	富山県	48.7%
4	香川県	45.1%
5	山形県	43.3%
	全国平均	21.3%

(オ) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

① 大学本体（4年制大学、大学院等）

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉事業従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他、社会福祉主事等を養成する通信教育課程を設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年） 80名
- 大学院 社会福祉学研究科  
（博士前期課程2年 15名、博士後期課程3年 5名）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年） 150名
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年） 800名  
社会福祉士養成課程（1年7月） 400名  
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月） 200名  
精神保健福祉士短期養成課程（9月） 150名

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

② 専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、福祉・介護サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象とした幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院を平成16年度に設置した。

専門職大学院においては、市町村福祉行政への助言、指導ができる都道府県の専門職の養成に力を入れているところであるが、近年、行政機関からの職員の派遣が増えてきており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣についてよろしくお願ひしたい。

（19年度までの実績）

熊本県 3名

長崎県 3名

20年度から埼玉県、熊本県から計2名を受け入れることとしている。

なお、派遣院生には宿舎が用意されている。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

③ スキルアップ研修講座

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上のため、昨年よりスキルアップ講座を実施している。来年度9月

以降（予定）の講座は、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを使用し、本専門職大学院の教員が中心となって教授することとしている。各都道府県においては、リーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

なお、平成20年度の講座募集については、後日お知らせすることとしている。

【平成19年度研修講座（参考）】

- ①スーパービジョン、②権利擁護、③児童問題への対応、④低所得者・ホームレス等への支援、⑤地域包括支援センターの役割、⑥司法と福祉、⑦福祉従事者のための調査データ利用と分析の実際、⑧ケアの記録システム

④ 文京キャンパス等を活用した独自の社会人教育

日本社会事業大学においては、文京キャンパス等を活用した以下のような独自の社会人教育を実施しているところであるので、フォーラム等への参加及び周知方よろしくお願ひしたい。

[福祉経営フォーラム]

第一線で活躍している福祉経営者、行政担当者及び学識者が参加する産・官・学の連携の下に、社会福祉法人の経営のあり方について研究を行っているところである。将来の活力ある社会福祉法人や福祉企業を運営するための新しい仕組みづくりなどを協議し、そのまとめを公開フォーラムの場で広く公開しており、平成20年度は9月を予定している。

【平成19年度公開フォーラム（参考）】

テーマ：＝本気で在宅介護・在宅医療なのか？＝

- ・基調講演「在宅医療・在宅介護のあり方」
- ・行政基調講演「在宅障害者・高齢者を支える制度・体制」
- ・在宅医療・在宅介護先進事例パネルディスカッション

開催日：平成19年9月30日（日）

会場：日本消防会館 ニッショウホール

参加費：無料

[福祉経営塾]

社会福祉法人の経営改革を担うべき中堅人材を育成するため、財務、労務管理、リスクマネジメント、政策・制度まで総合的な経営ノウハウを学ぶことができる「福

社経営塾」を、文京キャンパスにおいて、毎週木・金曜日に開催する予定であるので、フォーラムへの参加と併せて周知方よろしくお願ひしたい。

**【福祉経営塾の概要】**

対 象：社会福祉施設等の中堅職員

日時等：平成20年5月～7月

毎週木・金 18:30～21:40、全40時限（予定）

会 場：学校法人日本社会事業大学 文京キャンパス

（文京社会福祉専門学校 東京都文京区小石川5-10-12）

受講費：200,000円

内 容：基礎編（22時限）、応用編（18時限）の計40時限

（カリキュラムの詳細は参考資料7参照）

（カ）社会福祉事業従事者等に対する研修等

新入材確保指針において、今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められている。

このため、平成20年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とした社会福祉研修を、国立保健医療科学院及び中央福祉学院（ロフォス湘南）において実施することとしている。

① 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成20年度においては以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

・都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当 300人

b 社会福祉法人・児童福祉施設担当 150人

c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 150人

d 生活保護担当 100人

・福祉事務所新任所長研修 160人

・福祉事務所新任査察指導員研修 200人

・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 80人

[問い合わせ先] 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

② 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成20年度においては以下の研修を開催することとしている。

○ 中央福祉学院における研修事業等

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程 2,000人

・社会福祉施設長資格認定通信教育課程 300人

・社会福祉法人経営者研修課程 400人

・社会福祉施設長サービス管理研修課程 1,000人

・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人

・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程 200人

・社会福祉施設指導職員特別研修課程 240人

・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

研修を積極的に活用し、福祉・介護人材のキャリアアップ等を図る上からも、広報や会議等を通じて、研修の周知及び参加の促進について周知をお願いしたい。

なお、平成20年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

#### ウ 職能団体の強化と連携

福祉・介護サービスに関わる人材を確保し、より質の高いサービスを提供する上で、社会福祉士及び介護福祉士等の福祉・介護サービスに従事する者の職能団体においては、従事者の資質の向上のための研修の実施や福祉・介護サービスについての周知等その果たす役割が大きなものとなっている。

しかしながら、こうした職能団体への有資格者の参加状況には各都道府県に差があることから、各都道府県等におかれては、こうした職能団体の周知にご協力いただくとともに、人材確保の取組についても、職能団体とも十分に連携を取りながら進めていただきたい。

## 2 介護福祉士制度・社会福祉士制度の見直しについて

### (1) 改正の趣旨等

ア 「社会福祉士及び介護福祉士法」は、昭和62年に、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材の養成・確保を図るため、創設されたものである。

イ 制度創設以降20年が経過したが、この間、我が国の福祉・介護制度は、介護保険制度や障害者自立支援法等の創設により、措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づくより普遍化した制度に大きく転換し、福祉・介護サービスが飛躍的に増大する中で、これらのサービスの中核的な担い手として、介護福祉士の資格取得者数は約64万人に、社会福祉士の資格取得者数は約9.5万人に達している。

ウ 他方、我が国は、いわゆる団塊世代が高齢者となる2015年を目前にし、さらに10年後の2025年には75歳以上の後期高齢者数が2,000万人を超えることが見込まれ、いわば高齢化の「最後の急な登り坂」を登りはじめたところといえる。このような状況の下で、認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の者が増加しており、こうした多様化・高度化する国民の福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を養成していく観点から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正することとしたものである。

エ また、今回の改正と併せて、社会福祉士及び介護福祉士養成課程の充実を図る観点から、平成21年4月以降に社会福祉士及び介護福祉士養成施設に入学する者に係る教育カリキュラム、教員要件等の基準を抜本的に見直すこととしている。今回の一連の制度見直しにおいては、

- ・ 社会福祉士の資格取得方法の見直し
- ・ 社会福祉士の任用・活用方法の見直し
- ・ 介護福祉士の資格取得方法の見直し

が都道府県（教育委員会を含む。）が行う事務と関連するものであり、今後の制度施行に御協力方よろしく願います。

オ 特に、専修学校である社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設、介護福祉士の養成

を行う高校については、各都道府県が行う専修学校又は高校の認可等と地方厚生局が行う養成施設の指定を同時並行的に審査を進めていく必要があることから、各都道府県専修学校所管部局、私立高校所管部局及び教育委員会に対する周知徹底にご留意の上、ご協力をいただきたい。

カ さらに、今回の改正においては、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における実習を行うことができる施設・事業の範囲を拡大する方向で検討を行っているので、社会福祉士養成施設や介護福祉士養成施設等が実習施設等を円滑に確保できるよう、管内施設・事業所に対して、今回の制度改正の趣旨や内容に関する周知徹底をお願いするとともに、実習教育へのご理解とご協力が得られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

キ また、社会福祉士の任用・活用の拡大については、参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）においても盛り込まれているところであり、こうした点を踏まえ、福祉事務所等における社会福祉士の任用・活用の促進について特段のご配慮を賜りたい。

○ 参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。
- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資



格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

○ 衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）

一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないように、監督・指導を行うこと。

三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、

専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。

十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

## (2) 社会福祉士制度の改正について、

### ア 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士の役割を明確にするため、「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整」（第2条第1項関係）を行うべき旨の規定を追加した。

### イ 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士が果たすべき義務について、次の規定を追加した。

(ア) その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと（第44条の2関係）

(イ) その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと（第47条第1項関係）

(ウ) 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと（第47条の2関係）

### ウ 資格取得方法の見直し（平成21年4月1日施行）

社会福祉士の資格取得方法について、

- ・ 社会福祉主事養成機関の課程を修了した者について、2年以上の実務経験を経て、短期養成施設等において6月以上の課程を修了した後、国家試験の受験資格を付与することとしたこと

- ・ 児童福祉司等の行政職について、従来5年以上の実務経験が必要とされていたが、これを4年に短縮するとともに、短期養成施設等において6月以上の課程を修了しなければならないこととしたこと  
など、次のとおり見直しを行った。

- (ア) 大学等における実習・演習の教育カリキュラム等の質の確保及び標準化を図るため、社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることが必要な社会福祉に関する科目及び基礎科目について、必要な基準を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしたこと（第7条第1号及び第2号関係）
- (イ) 社会福祉主事の任用資格を持って相談援助業務に就いている者のスキルアップを促す等の観点から、社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者が、児童相談所等の指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に、社会福祉士の受験資格を付与することとしたこと（第7条第9号関係）
- (ウ) 社会福祉士として必要な技能を体系的に修得する機会を確保するため、社会福祉士の受験資格について、児童福祉司等として従事した期間を「5年以上」から「4年以上」に短縮し、その従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に受験資格を付与することとしたこと（第7条第12号関係）

## エ 任用・活用方法の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士の任用・活用を推進していく観点から、児童福祉司と同様、身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付けることとした。（身体障害者福祉法第12条、社会福祉法第19条及び知的障害者福祉法第14条関係）

## (3) 介護福祉士制度の改正について

### ア 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

介護福祉士が行う業務の内容について、従来の「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めた。

### イ 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

介護福祉士が果たすべき義務について、次の規定を追加した。

- (ア) その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと（第44条の2関係）
- (イ) その担当する者に、認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと（第47条第2項関係）
- (ウ) 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと（第47条の2関係）

ウ 資格取得方法の見直し（（ア）及び（ウ）は平成24年4月1日施行、（イ）及び（エ）は平成21年4月1日施行）

介護福祉士の資格取得方法について、

- ・ 介護福祉士養成施設等の卒業生について、平成24年度以降に実施される介護福祉士試験からは、資格の取得に当たり試験を受験しなければならないこととすること
  - ※ 例えば、2年制の養成施設の場合は、平成23年4月以降の入学者から、試験を受けることが課されることとなる。
  - ・ 3年以上の実務経験を有する者が国家試験の受験資格を得るに当たって、平成24年度以降に実施される介護福祉士試験を受験する場合には、6月以上の養成課程を経なければならないこととすること
- など、次のとおり見直しを行った。

(ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者について、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、これを介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めたこと

また、福祉系大学、社会福祉士養成施設、保育士養成施設等（以下「福祉系大学等」という。）において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者についても同様に、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めたこと（第40条第2項第1号から第3号まで関係）

(イ) 介護福祉士となるために福祉系大学等で修めることが必要な社会福祉に関する科目について新たに必要な基準を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしたこと（第39条第2号関係）

(ウ) 介護等の実務経験を有する者に係る介護福祉士試験の受験資格については、従前は3年以上介護等の業務に従事した者としていたが、これを3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改めることとしたこと（第40条第2項第5号関係）

(エ) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校又は中等教育学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を法律上介護福祉士試験の受験資格を有する者として位置付けることとしたこと（第40条第2項第1号関係）

## エ 准介護福祉士制度の創設（平成24年4月1日施行）

フィリピンとの経済連携協定においては、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れについて、我が国の介護施設における受入れのほか、介護福祉士養成施設での受入れに関する事項が盛り込まれているが、その交渉過程において、介護福祉士養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく資格を取得することができるという現行制度を前提として交渉した経緯がある。

これを踏まえ、同協定と改正法との整合を確保するため、平成24年4月以降、当分の間の措置として、介護福祉士養成施設を卒業した者について「准介護福祉士」の名称

を用いることができることとする仕組みを設けることとした。

なお、准介護福祉士の仕組みは、このようなフィリピンとの協定が契機となったものであるが、日本人と外国人を平等に取り扱う必要があるため、日本人を含め、介護福祉士養成施設を卒業したが介護福祉士でない者すべてに適用する。

(注1) 准介護福祉士については、「介護福祉士となるため、介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」旨を規定し、介護福祉士の資格を取得する途中段階としての位置づけを明確化する(附則8条において準用する第47条の2関係)とともに、准介護福祉士の資格を取得する者が修了すべき教育課程の時間数についても、現行の1,650時間から1,800時間程度に拡充することとしている。

(注2) また、日比経済連携協定に関するフィリピンとの協議の状況を勘案し、「この法律の公布後5年(平成24年12月5日)を目途として准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととした。(改正法附則第9条第1項関係)

#### (4) 制度の見直しを受けた平成20年度予算(案)

厚生労働省としては、社会福祉士及び介護福祉士制度の見直しを受け、来年度新規事業として、

##### ア 介護教員講習会

法改正にあわせて、認知症高齢者に対するケア等の新たな介護ニーズに対応できる、より質の高い介護福祉士を養成するため、これまでの研修内容を見直した上で、引き続き介護福祉士養成施設の専任教員となる者に対して講習会の受講を必須とし、日本介護福祉士養成施設協会が全国の各ブロックにおいて講習会を実施することとしている。

##### 介護教員講習会

実施主体：社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

対象者：新たに介護福祉士養成施設で専任教員になる者

研修時間：300時間(実施主体が一貫して実施)

研修人員：1か所当たり 42人

実施場所：全国5か所

##### イ 社会福祉士実習・演習担当教員講習会

成年後見、権利擁護等の新たな相談援助等に関する福祉ニーズに対応できる、より質

の高い社会福祉士を養成するため、社会福祉士養成施設及び福祉系大学等の実習・演習担当教員に対して講習会の受講を必須とすることから、新たに日本社会福祉士養成校協会が全国の各ブロックにおいて講習会を実施することとしている。

社会福祉士実習・演習担当教員講習会

実施主体：社団法人 日本社会福祉士養成校協会

対象者：社会福祉士の実習・演習を担当する教員で社会福祉士かつ5年以上の実務という条件を満たさない者

研修時間：51時間

研修人員：1ブロック 40人

実施場所：全国7ブロック

ウ 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実習を通じて介護の実践が実施できるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の要件として経過措置期間を設けた上で研修会の受講を必須とすることから、全国社会福祉協議会中央福祉学院に加え、新たに日本介護福祉士会が全国の各ブロックにおいて実習施設の実習指導者に対する研修を実施することとしている。

介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実施主体：社団法人 日本介護福祉士会

全国社会福祉協議会中央福祉学院

対象者：介護福祉士実習施設の実習指導者になろうとする者

研修時間：現行と同時間程度（現行 22.5時間）

研修人員：1回当たり 40人（1ブロック8回開催）

実施場所：全国6ブロック、中央福祉学院

エ 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実習を通じて相談援助技術の習得ができるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の要件として経過措置期間を設けた上で研修会の受講を必須とすることから、全国社会福祉協議会中央福祉学院に加え、新たに日本社会福祉士会が全国の各ブロックにおいて実習施設の実習指導者に対する研修を実施することとしている。